

荻野地区 宮郷自治会 街頭消火器設置マップ

初版	作成日	2023年12月	新規作成
-	-	-	-
-	-	-	-
-	改訂日	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

厚木市街頭消火器設置基準及び維持管理要綱 からの抜粋

街頭消火器・・・大規模災害や一般火災等発生時の初期消火に、自主防災隊・地域住民が使用し、火災の拡大防止を図るため、市が街頭に設置する消火器（薬剤3.5kgの粉末消火器）。

市街地に街頭消火器を設置する場合の設置間隔は、120メートルとする（例外あり）。

維持管理は防災主管課が行うものとし、自主防災隊長は街頭消火器が破損や盗難、いたずらなどされていることを確認した場合は、防災主管課に通報するものとする。

自主防災隊長は、①定期的巡回、②調査・点検の実施及び協力をする。



- ...街頭消火器
 - ...公共施設の消火器
 - ...公共施設のAED（厚木市のセブンイレブンは、厚木消防署と連携してAEDを設置している。）
- JAあつき荻野様、紅梅学園様、野百合園様は、厚木消防署と連携してAEDを設置している。